

府子本第733号  
令和3年7月5日

各  
都道府県知事  
指定都市市長  
中核市市長  
公募団体  
殿

内閣府子ども・子育て本部統括官  
(公印省略)

子ども・子育て支援調査研究事業の実施について

「子ども・子育て支援調査研究事業」は、子ども・子育て支援に関する諸般の課題について、現地調査等による実態の把握や試行的取組等を通じた提言を得ることを目的として、今般、別添要綱により実施することとしたので通知する。

## 子ども・子育て支援調査研究事業実施要綱

### 1 事業目的

子ども・子育て支援調査研究事業は、子ども・子育て支援に関する諸般の課題について、現地調査等による実態の把握や試行的取組等を通じた提言を得ることを目的とする。本要綱は、子ども・子育て支援調査研究事業の実施に当たり必要な事項を定める。

### 2 事業の実施主体

事業を実施する主体（以下「実施主体」という。）は次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 次のいずれかであり、申請した事業が3に定める子ども・子育て支援調査研究事業企画評価委員会における事前評価の結果、採択された団体

① 社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、その他の法人

② 都道府県、市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）

(2) (1)の①に掲げる法人で、申請する前年度において当該法人としての事業実績があるなど良好な運営がなされていることを証する法人

(3) (1)の①に掲げる法人で、過去において、法令等に違反する等の不正行為（故意又は重大な過失によるものに限る。）を行った法人の場合は、補助金の返還を命じられた日が属する年度の翌年度以降1年以上5年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間を経過している法人

### 3 子ども・子育て支援調査研究事業企画評価委員会

調査研究課題の内容の検討、応募のあった事業に対する補助の要否についての評価等及び採択した各事業の実施状況についての総合的な評価等は、別に定めるところにより設置する、外部有識者等による子ども・子育て支援調査研究事業企画評価委員会（以下「企画評価委員会」という。）において行う。

なお、応募のあった事業に対する補助の要否についての評価等に当たっては、必要に応じてヒアリングを行う。

### 4 対象事業

本事業が対象とする事業は、次の各号に該当する事業とする。

(1) 単年度で終了する事業であること。

(2) 企画評価委員会における評価の結果、採択することが適当と認めたもの

(3) 次に該当する事業は、対象としない。

① 事業内容が調査研究課題の内容と明らかに合致していない場合

② 事業の主たる目的である事務・業務の50%以上を外部委託するものや、第三者への資金交付を目的とした事業

- ③ 事業の大部分が設備又は備品の購入等である事業
- ④ 営利を目的とした事業
- ⑤ 補助対象額が500千円に満たない事業
- ⑥ 事業に携わる者と経理に携わる者が兼務している場合

## 5 事業の実施主体の責務

- (1) 実施主体は、申請手続により申請する際に、本補助事業により実際に事業を行う事業担当者と本補助事業に係る金銭の管理（出納を含む）を行う経理担当者を明確にし、各担当者が法令等を遵守する旨を誓約した書面を提出しなければならない。
- (2) 経理担当者は、事業担当者を兼ねることはできない。
- (3) 実施主体は、申請手続により申請する際に、事業が終了した時点で必ず成果物を提出する旨を誓約しなければならない。
- (4) 実施主体は、事業が採択された場合及び事業が完了した場合には、実施主体自らが採択された事業の概要及び事業結果の概要を作成し、当該実施主体のホームページへ掲載する等の方法で、速やかに公表しなければならない。  
また、実施主体は、実績報告書の提出時において、事業の成果物（事業の成果等をまとめた報告書冊子）を電子媒体（PDF形式）により当該実施主体のホームページに掲載し、掲載が終了した時点において子ども・子育て本部へ報告しなければならない。
- (5) 実施主体は、本補助事業に係る収入及び支出について、当該実施主体の監事による監査を必ず受け、適正な収支となっていることを証する監査結果の報告書を実績報告書とともに子ども・子育て本部に提出しなければならない。
- (6) 実施主体は、企画評価委員会が行う書面、ヒアリング又は訪問による調査を積極的に受諾しなければならない。

## 6 公表

不正行為（故意又は重大な過失によるものに限る。）を行った法人に対し、本事業による補助金の返還を命じる場合は、当該不正行為等の内容その他必要な事項を公表する。

## 7 事業の名称

国庫補助事業の交付事務等の円滑化を図る観点から、事業の採択時に使用した事業の名称については交付額の確定が終了するまでの間、国に提出する資料について名称の変更を行ってはならないこととする。

## 8 交付額の算定方法の対象経費を算定するための額

交付額の算定方法の対象経費にかかる補助単価については、予算の範囲内において他の補助事業及び実勢等を勘案して、別に定めることとする。